

連載誌上講座

新人企業福祉担当者のための企業福祉基礎講座

企業内共済会制度の歴史 (4)

『帝国鉄道庁職員救済組合』

・中央学院大学講師(企業福祉論)・(社)企業福祉・共済総合研究所専任講師 永野俊雄

わが国の共済組合は鐘紡共済組合に代表されるように、明治30年代に民間共済組合として設立されている。この民間共済組合にやや遅れて、官業における共済組合の初めてのものとして明治40(1907)年に国有鉄道に共済組合が設立された。

わが国の鉄道業の歴史

明治維新以来、近代化の路線をつき進んできた日本が、日清戦争によってアジアの中におけるただ一つの植民地領有国となり、さらにアジア大陸への進出を企てて、ロシアと対立した結果、満州における利権の争奪を展開したのが日露戦争であった。

日露戦争終結の際、ロシアと締結したポーツマス講和条約によって満州南半部における大きな権益を得、さらにロシアが保有していた東清鉄道南満州支線大連・長春間その他の経営権およびこれに付随する諸権益を獲得した。

さらに日露戦争開始直後(明治38年)、韓国政府との間に締結した第1次日韓条約によって、すでに建設を進めていた京釜鉄道以外に、京義鉄道の敷設権を得て、朝鮮の南北を縦貫する鉄道の建設を進めた。その後さらに、イギリス、アメリカとの交渉を経て、日本は全面的な朝鮮支配を拡大していった。日露戦争後におけるわが国の国際的地位の変化は、日本の勢力範囲に入った朝鮮・満州における鉄道経営と、これらの鉄道と日本を結ぶ連絡輸送体系の成立・整備となって現れた。

明治39年3月「鉄道国有法」の公布と同時に、京釜鉄道の買収も法律として公布され、国有鉄道と同一の方式によって管理されることとなった。以上のようにして、朝鮮・満州における日本政府の鉄道経営は、一つにはこれによって朝鮮・満州に対する進出の足がかりを完成させることとなり、二つにはこの地域を通じて中国及びロシアを始めとする他の諸地域との国際連絡運輸の態勢を確立させる契機となった。従って国内における鉄道輸送の体系もまた、このような朝鮮・満州における鉄道経営の開始によってさまざまな影響を受けることとなった。

国内においては、日露戦争後の経済的発展は鉄道に対しても大きな影響を与えた。生産力の飛躍的な発展、特に重工業部門の急速な成長は、都市を中心として工場・事業所の集中をもたらし、都市への人口集中により、大量輸送が可能な鉄道が新たな役割を賦課されることとなった。

このような状況の中で、「鉄道国有法」の成立と相俟って、国内の各幹線が私設鉄道に分かれていては、輸送体系として十分な効果を発揮し得ないとの認識が持たれ、政府当局者、軍部首脳、財界の一部を通じて「国有化」の必要性が主張されるようになった。私設鉄道の国有化のために、明治39年から買収が始まり、明治40年には買収を完了した。その結果、本州・四国・九州・北海道における主要幹線は国有鉄道として再発足することとなった。明治40年における国有鉄道の営業マイル数は95%を占めるよ

うになり、職員についても、国有鉄道に移管された私設鉄道職員数は4万8409人にのぼった。

帝国鉄道庁職員救済組合規則

職員が公務により負傷した場合は、明治8年4月に定められた太政官達第54号「官役人夫死傷手当規則」、12年2月太政官達第4号「各庁技術工芸者就業上死傷手当内規」および25年9月勅令第80号「官吏療治料給与ノ件」により給与していたが、これらの制度は古いため給与額はきわめて少なかった。その上公務上の傷痍に限定してあったので、鉄道業務のような特別に傷害危険ならびに健康を脅かされる業務に従事する者に対しては十分に救済の目的を達することが出来なかった。

そこで35年に鉄道作業局がドイツの労働保険制度を参考に「鉄道作業局職員保険法」案を草案した。これは傷痍保険、死亡および老衰保険、疾病保険の3種類の保険を内容とするものであったが、政府内部に時期尚早論が強く実現には至らなかった。

39年以降、国有化のための買収により、職員は約3万人から9万人に膨れ上がった。新たに国鉄の職員になった者は、旧所属会社ごとに規則・慣習は異なり、給与その他の待遇の面でも著しく異なっていた。そこでこの渾然とした大集団を統一した一大有機体に仕上げるために、従業員の身分の上の不安を一掃し、適当な福祉施設を執行し、共通利益の増進を図り、後顧の憂いのないように、統一した救済制度を設定することが急務となった。「鉄道作業局職員保険法」案を骨子とした救済制度が立案された。40年4月19日勅令第127号として「帝国鉄道庁現業員ノ共済組合ニ関スル件」が公布された。その要綱のポイントは以下の通り(抜粋)。

- (1) 現業員の相互救済を目的とする組合を組織する。
- (2) 加入、給付、審査会等のことはすべて組合規則で規定し、主管大臣の公達で施行する。
- (3) 制度の内容は鉄道作業局保険法案を骨子とするが、次の点は修正する。

イ 疾病救済は社会保険上重要なものであり、かつ、実際上有効適切な給付であるけれども、経験数理なく、保険技術的に見て至難なことが予想され、又、財源がないのでしばらく実施を保留する。

ロ 給付は、傷痍、死亡および老衰に対して行なう。傷痍救済は年金制を改め一時金制とする。

ハ 組合員より掛金として給料100分の3を拠出させ、政府から給料100分の2を補給する。

公達第315号で「帝国鉄道庁職員救済組合規則」が制定され、5月1日から施行された。救済組合は統理者を帝国鉄道庁総裁とし、雇員以下の現業員を強制加入とし、それ以外の者を任意加入とし、組合員の掛金と政府の補助を財源として、組合員の公務上の死傷療養・死亡・老後救済に対して支給するものであった。同規則の条文は以下の通り。

第1章 総則

第1条 本組合ハ帝国鉄道庁職員救済組合ト称シ事務所ヲ帝国鉄道庁ニ置ク

第2条 組合ノ事務ハ帝国鉄道庁総裁之ヲ統理ス

第2章 組合員

第3条 勅令第百二十七号第一条ノ雇員以下ノ現業員ハ別ニ之ヲ定ム

第4条 組合員ハ本規則ニ定ムル救済ヲ受クル為メ掛金トシテ毎月其給料月額ノ百分ノ三ヲ支払フヘシ

日給ヲ受クル者ニ在テハ其三十日分ヲ以テ月額ト定ム

特別ノ労務又ハ臨時ノ事故ニ依リ給料ノ支払額ニ増減ヲ生スルコトアルモ掛金額ハ増減セス

第5条 組合員帝国鉄道庁ニ在職六箇月ヲ経過セサル間ハ掛金ヲ支払フヲ要セス

第6条 年齢十五歳ニ達セサル組合員及ヒ帝国鉄道庁ニ在職六箇月ヲ経過シタルトキ年齢五十歳ヲ超ヘタル組合員ハ掛金ヲ支払フヲ要セス

前条及ヒ本条ニ定ムル六箇月ノ期間ハ就職シ

タル月ノ初日ヨリ起算ス

第7条 掛金ハ年齢五十五歳ニ達シ前3条ニ依リ第1回ノ支払ヲ為シタル月ニ応当スル月ノ前月マテ継続シテ支払フモノトス

前項ノ期間終了前掛金ノ支払ヲ終了スヘキ事由ノ生シタルトキハ其月迄掛金ヲ徴収ス

第8条 勅令第1条ニ定ムル現業員以外ノ帝国鉄道吏員ニシテ在職六箇月ヲ経過シ年齢十五歳以上五十歳以下ノ者ハ本組合ノ組合員タルコトヲ得但其掛金ハ毎月其給料月額ノ百分ノ五トス

第9条 掛金ハ毎月給料受領ノトキ之ヲ支払フモノトス給料ノ支給ヲウケサルコトアル月ノ掛金ハ次回受領ノトキ之ヲ支払フモノトス

第10条 給料ニ異動ヲ生シタルトキハ其月ノ翌月ヨリ掛金ノ額ヲ改定ス但年齢五十歳ヲ超ヘタル後異動ヲ生スルモ之ヲ改定セス

第11条 組合員ハ左ノ場合ニ限り脱退ス

1. 死亡シタルトキ
2. 退官又ハ退職シタルトキ
3. 他ノ官庁ニ転勤シタルトキ
4. 陸海軍ニ召集若クハ配属セラレタルトキ
5. 休職トナリタルトキ
6. 勅令第1条ニ定ムル現業員以外ノ吏員ノ職務ニ転シタルトキ
7. 在官在職ノ俣庁務ヲ離レタルトキ

第12条 組合員本組合ヲ脱退シタルトキハ本規則ニ定ムル救済金ノ給与及ヒ掛金ノ払戻ヲ受クルノ外本組合ニ対シテ何等ノ請求ヲ為スコトヲ得ス

第3章 救済

第13条 組合員ニシテ庁務執行上傷痕ヲ受ケタル者ニハ左ノ等級ニ區別シ別表第1号ニ依リ救済金ヲ給与ス

第一等 重傷死ニ至リタル者

第二等 両眼ヲ盲シ若クハ二肢以上ノ用ヲ失ヒ終身自用ヲ弁スルコト能ハサル者並ニ之ニ準スヘキ傷痕ヲ受ケタル者

第三等 一肢ノ用ヲ失ヒ自用ヲ弁シ得ルト雖モ終身業務ニ就クコト能ハサル者並ニ之ニ準スヘキ傷痕

ヲ受ケタル者

第四等 自用ヲ弁シ並ニ業務ニ就クコトヲ得ルト雖モ身体ヲ毀損シ旧ニ復スルコトヲ得ステ退官又ハ退職シタル者

第五等 身体ヲ毀損シ旧ニ復スルコトヲ得スト雖モ引継キ職務ニ服スル者

第14条 組合員ニシテ庁務執行上ノ傷痕ニ因リ療養ヲ要スル者ニハ療養に必要ナル相当ノ給与ヲ為ス

第15条 組合員死亡シタルトキハ第16条及ヒ第17条ノ場合ヲ除クノ外別表第2号ニ依リ救済金ヲ給与ス庁務執行上ノ傷痕ニ因リ死亡シタルトキハ第13条ニ依リ給与スルノ外尚ホ前項ノ救済金ヲ給与ス

第16条 組合員年齢五十五歳ニ達シ第7条ニ依リ掛金ノ支払ヲ完了シテ脱退シタルトキハ別表第3号ニ依リ救済金ヲ給与ス

第17条 組合員年齢五十五歳以上ニシテ脱退シタル場合ニ於テ第7条ニ依リ掛金ノ支払ヲ完了シタル後一箇月以上ヲ超ヘタルトキハ前条ノ救済金ニ該期間満了ノ翌月ヨリ脱退シタル月ノ前月マテ利息ヲ付シテ給与ス

第18条 救済金給与ノ際過払又ハ未払ノ掛金アルトキハ救済金ニ加ヘ又ハ之ヨリ減スヘシ

第19条 庁務執行上ノ傷痕ニ因リ退官又ハ退職シタル者第16条又ハ第17条ニ該当スルトキハ第13条ニ依リ給与スルノ外尚ホ該各条ノ救済金ヲ給与ス

第20条 第15条乃至第17条ノ救済金額ハ組合員ノ給与ニ拠リテ算定ス但在職中給与ニ異動アリタルトキハ全在職年数ニ対シ異動前ノ給与ニ拠リタル救済金額ヲ算定シ異動後ノ在職年数ニ対シ給料ノ差額ニ拠リタル救済金額ヲ加ヘ又ハ減シタルモノトス

二回以上給料ニ異動ヲ生シタル場合ニ於テモ前項ノ計算ニ從ヒ其異動毎ニ異動後ノ在職年数ニ対シ差額ニ拠リタル額ヲ加ヘ又ハ減シタルモノトス

給料ノ異動ハ第10条ノ規定ニ依リ掛金ノ改定ヲ為シタル月ヨリ生シタルモノト看做ス

第21条 年齢五十歳ヲ超ヘタル後ニ生シタル給料ノ異動ハ第15条乃至17条ノ救済金額ノ算定ニ加ヘサルモノトス

第22条 組合員死亡シタルトキ救済金ヲ受取ルヘキ者ハ左ノ順位ニ依ル

第1. 配偶者

第2. 死亡ノ当時死亡者ノ家ニ在ル直系卑属但直系卑属数人アルトキハ其順位ニ就テハ民法第970条ノ規定ヲ準用ス

第3. 死亡ノ当時死亡者ノ家ニ在ル直系尊属但直系尊属数人アルトキハ其順位ニ就テハ民法第994条ノ規定ヲ準用ス

第4. 戸主

第23条 前条ノ規定ニ依リ救済金ヲ受取ルヘキ者ナキ場合ニ於テ他家ニ在ル直系卑属又ハ直系尊属アルトキハ前条ノ順位ニ依リ救済金ノ半額ヲ給ス
前項ノ直系卑属又ハ直系尊属ナキ場合ニ於テ死亡者ノ家ニ在ル兄弟姉妹アルトキハ救済金ノ半額ヲ給ス

第24条 前2条ノ規定ニ依リ救済金ヲ受取ルヘキ者ナキ場合ニ於テ死亡者ノ家ニ在リテ其給養ヲ受ケタル者アルトキハ救済金ノ半額ヲ給ス

第25条 雇員以下ノ現業員タル組合員第7条ニ依リ掛金ノ支払ヲ完了セスシテ第11条第2号乃至第7号ニ規定シタル事由ニ因リ本組合ヲ脱退シタルトキハ別表第4号ニ依リ掛金ノ払戻ヲ為ス

第26条 第8条ニ依リ加入シタル組合員前条ニ該当スルトキハ別表第5号ニ依リ掛金ノ払戻ヲ為ス

第27条 庁務執行上ノ傷痕ニ因リ退官又ハ退職シタル者第25条又ハ第26条ニ該当スルトキハ第13条ニ依リ給与スルノ外尚ホ該各条ニ依リ掛金ノ払戻ヲ為ス

第28条 第31条及ヒ第32条ニ依リ組合員タル資格ヲ継続シタル者第7条ニ依リ掛金ノ支払ヲ完了セスシテ第11条第2号乃至第7号ニ規定シタル事由ニ因リテ本組合ヲ脱退シタルトキハ其掛金払戻額ハ第25条ニ依リ尚ホ雇員以

下ノ現業員タル職務ニ在ラサル各期間ニ付キ掛金支払ノ標準トナリタル給料ニ対スル第4号表ノ金額ノ三分ノ二ニ当ル払戻額及其利息ヲ計算シテ加ヘタルモノトス

第29条 第18条及ヒ第20条ノ規定ハ掛金ノ払戻ニ之ヲ準用ス

第30条 雇員以下ノ現業員タル組合員第5条又ハ第6条ノ規定ニ依リ掛金ヲ支払フヘキ時期ニ達スル前ニ死亡シ又ハ第8条ニ依リ組合員加入ノトキヨリ百八十日以内ニ死亡シタルトキハ第15条第1項ノ救済金ヲ受クルコトヲ得ス
第一回ノ掛金支払ノ月ニ達セサル者並ニ第一回ノ掛金支払ノ月ヨリ滿一箇年ヲ経過セスシテ自己ノ便宜ニ依リ退官又ハ退職シタル者ハ第25条又ハ第26条ノ払戻ヲ受クルコトヲ得ス
帝国鉄道庁ニ在職六箇月ヲ経過シタルトキ年齢五十歳ヲ超ヘタル者ハ第15条乃至第17条ノ救済金並ニ第25条又ハ第26条ノ払戻ヲ受クルコトヲ得ス

第31条 第8条ニ依リ組合員雇員以下ノ現業員ノ職務ニ転シタルトキハ其翌月ヨリノ掛金ハ第4条ノ規定ニ依ル

第32条 組合員第11条第4号乃至第6号ノ場合ニ於テ直チニ其資格ヲ継続スル意思ヲ表示スルトキハ脱退ヲ為ササルモノトス

第33条 組合員第11条第6号ノ場合ニ於テ脱退ヲ為ササルトキハ其翌月ヨリノ掛金ハ第8条ノ規定ニ依ル

第34条 組合員第11条第4号又ハ第5号ノ場合ニ於テ脱退ヲ為ササルトキハ其期間ノ掛金ハ在職中ノ最後ノ給料ニ拠リテ其翌月ヨリ計算シ其五分ノ一ヲ減シタルモノトス此場合ニ於テハ第13条及ヒ第14条ノ給与ヲ為サス

第35条 休職期間トナリタル者又ハ召集若クハ配属ノ解除セラレタルトキ帝国鉄道庁ノ職務ニ復セサル者ニハ退官又ハ退職ニ関スル規定ヲ適用ス

第36条 陸海軍ニ召集若クハ配属セラレタル者ノ掛金ハ毎月末日迄ニ之ヲ支払フヘシ若シ一箇

月以上支払ヲ遅延シタルトキハ最後ノ支払ヲ
為シタル月ノ終ニ於テ脱退シタル者と看做ス
第37条 戦時ニ於テ陸海軍ニ召集若クハ配属セラレ
タル者ニ関シテハ別ニ規定ヲ設クルコトアル
ヘシ

第38条 組合員自殺、決闘其他ノ犯罪ニ因リテ死亡
シタルトキ並ニ懲戒処分若クハ刑事裁判ニ因
リ官職ヲ免セラレタルトキハ救済金ノ給与及ヒ
掛金ノ支払ヲ為サス

第39条 陸海軍ニ召集若クハ配属中ノ組合員軍人
恩給法第24条ニ該当スルトキ又ハ第44条ノ
場合ニ於テ申告ヲ怠リ若クハ詐欺ノ申告ヲ為
シタルトキハ救済金ノ給与及ヒ掛金ノ払戻ヲ
為サス

第40条 組合員又ハ其家族第42条ノ規定ニ違反ス
ルトキハ救済金及ヒ第14条ノ給与ヲ為サス

第41条 救済金若クハ第14条ノ給与又ハ掛金払戻
ノ請求ハ其事由発生ノ日ヨリ一年以内ニ之ヲ
為スヲ要ス

第42条 組合員死亡シ又ハ庁務ニ関シ傷痕ヲ受ケ
タル場合ニ於テハ本人又ハ其家族ヨリ直チニ
帝国鉄道庁総裁ニ申告スヘシ

組合員死亡又ハ疾病ノ場合ニ於テハ本人又
ハ其家族ハ鉄道医ノ診療又ハ臨検ヲ拒ムコト
ヲ得ス

組合員庁務ニ関スル傷痕ヲ受ケタル場合ニ
於テハ鉄道医ノ診療又ハ治療ヲ拒ムコトヲ得
ス

第43条 第13条ノ救済金又ハ第14条ノ給与ハ鉄
道医ノ証明書ニ基キ帝国鉄道庁総裁之ヲ決
ス

鉄道医ニアラサル医師ノ診療又ハ治療ヲ受ケ
タル場合ニ於テハ其医師ノ証明書ヲ以テ鉄道
医ノ証明書ニ代フルコトヲ得

第44条 陸海軍ニ召集若クハ配属セラレ引續キ組
合員タル者左ノ事項ノ一ニ該当スルトキハ直チ
ニ書面ヲ以テ其事実ヲ帝国鉄道庁総裁ニ申
告スヘシ

1. 軍人恩給法第24条ニ規定スル事由ノ生シタル
トキ

2. 召集又ハ配属ノ解除セラレタルトキ

第4章 会計

第45条 ~ 第46条(略)

第5章 審査会

第47条~58条(略)

第6章 附則

第59条 満年前六箇月ノ初ヨリ満年後六箇月ノ終マ
テノ年齢ヲ以テ該満年ニ相当スル年齢看做
ス

第60条 本規則ハ明治四十年五月一日ヨリ施行ス

この救済組合は初代総裁後藤新平が設置したものであるが、後藤総裁の救済組合設置の目的は(1)災害事故についての従業員への恐怖を少しでも取り除き、作業能率を上げるために、さらに根本的な意図としては(2)40年の足尾・別子両銅山での争議を始めとする日露戦争後の労働争議が国有鉄道に及ぶのを防ぐため、に設けられたものである。

帝国鉄道庁職員救済組合規則のその後

「職員救済組合規則」は、明治42年6月に一部改正があった後、43年12月にも改正があり、傷痕救済金額の第二等以下各等に最高最低の範囲が定められた。大正3年には公傷療養を政府事業とする勅令第105号が公布され、それに基づき「鉄道院職員療養規則」が制定され、公達第2号で救済組合規則の改定があり、療養金給与は廃止され、それに要する費用はすべて政府が負担することとなった。

大正7年2月1日内閣公達第1号で「鉄道院共済組合規則」が制定され、4月1日より施行されることとなり、「鉄道院職員救済組合規則」は廃止された。共済組合は死亡老衰救済に重点を置いた救済組合の生命保険主義を改めて、社会保険的性格が強められた。

大正9年になり、ロシア革命そしてソビエト政権の成立といった世界的動揺がまだ治まらず、国内でも労働運動・農民運動といった社会運動台頭のうちにあって、官吏の恩給制に相当するものとしての年金制度が、4月1日公布の勅令第80号で実現されることになった。

共済組合は救済を目的とする上記の規則のほか、各種の福利施設、特に家族的配慮を重んじた「家族パス」(明治43年)や従業員と家族の年1回の慰安会(大正2年)とあいまって、鉄道病院(常盤病院)の設置(明治44年)、治療所の設置(大正元年)、さらに組合付属事業購買部(大正7年)、同貸付部(大正8年)、同貯金部(大正10年)の設置などを進めた。

最後に、帝国鉄道院職員救済組合に関する歴史的な位置づけと客観的評価を、佐口卓著『日本社会保険制度史』からご紹介したい。

わが国の社会保険の歴史的発展において共済組合はその先駆として認められるものである。民間共済組合においては、強制的相互保険という形を取った明治38年設立の鐘紡共済組合が代表的なものとなっている。官業共済組合としては明治40年設立の「帝国鉄道院職員救済組合」こそ創始であると一般に考えられている。業務災害を中心とした救済組合の設立は、社会保険の端緒的な形として注目に値する。しかし、疾病に対する給付を欠いていることはなんとしてもこの救済組合の骨抜きを表現しているものである。外形は社会保険的な要素を持ちつつも、内容的には社会保険としてははるかにかけ離れたものであったことがうかがえる。……国鉄の救済組合の成立が担った役割こそは、「国鉄大家族主義」の推進・強化にあったと見ることができよう。そしてその内容は、慈恵政策であると理解することは決して不当ではないであろう。

<引用・参考文献>

『国鉄共済組合五十年史』

(日本国有鉄道厚生局編集)

『日本国有鉄道百年史』(日本国有鉄道)

佐口卓著『日本社会保険制度史』(勁草書房)

国鉄共済組合五十年史

